

日雇特例被保険者の方の保険料額（平成23年4月分～）

(単位:円)

標準賃金日額		賃金日額	保険料日額					
			介護保険第2号被保険者に該当しない場合			介護保険第2号被保険者に該当する場合		
等級	日額		9.50% (平均保険料率)			11.01% (平均保険料率+介護保険料率)		
			全額	日雇特例被 保険者が負 担する額	事業主が負 担する額	全額	日雇特例被 保険者が負 担する額	事業主が負 担する額
第1級	3,000	円以上 ～ 円未満 3,500	360	140	220	430	165	265
第2級	4,400	3,500～5,000	530	205	325	630	240	390
第3級	5,750	5,000～6,500	700	270	430	820	315	505
第4級	7,250	6,500～8,000	890	340	550	1,030	395	635
第5級	8,750	8,000～9,500	1,080	415	665	1,250	480	770
第6級	10,750	9,500～12,000	1,330	510	820	1,540	590	950
第7級	13,250	12,000～14,500	1,640	625	1,015	1,900	725	1,175
第8級	15,750	14,500～17,000	1,950	745	1,205	2,260	865	1,395
第9級	18,250	17,000～19,500	2,260	865	1,395	2,630	1,005	1,625
第10級	21,250	19,500～23,000	2,630	1,005	1,625	3,060	1,170	1,890
第11級	24,750	23,000～	3,070	1,175	1,895	3,560	1,360	2,200

保険料日額(全額)の計算方法

...標準賃金日額 × 平均保険料率^{注)}

... の10円未満を切り捨てる

... × 31 / 100

... の10円未満を切り捨てる

... + = 保険料日額(全額)

日雇特例被保険者と事業主の負担額

× 1 / 2 = 日雇特例被保険者負担額

× 1 / 2 + = 事業主負担額

賞与に係る保険料について

賞与に係る保険料額は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、平均保険料率^{注)}を乗じた額になります。

また、標準賞与額には、40万円の上限が定められています。

注)40歳以上65歳未満の方(介護保険第2号被保険者)は、医療に係る平均保険料率に介護保険料率が加わります。